

(様式3)

参考

市町村立〇〇学校長 様

〇〇〇第 号
平成 年 月 日

〇〇市町村教育長

いじめに関わる重大事態への対応について（依頼）

〇〇第 号で報告がありました、いじめに関わる重大事態について、学校が主体となり対応を願います。

なお、いじめの重大事態の対応に当たっては下記の手順にて実施願います。

記

- 1 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
 - ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考える。
- 2 重大事態の調査組織の指導・助言を踏まえて、事実関係を明確にするための調査を実施
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
 - ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の検証や再分析など行うとともに必要に応じて新たな調査を実施する。
- 3 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供
 - ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
 - ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがないように注意する。
 - ・得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置を行う。
- 4 調査結果を市町村教育委員会に報告
 - ・報告(様式)は別紙を参考に作成する。
 - ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- 5 調査結果を踏まえた必要な措置
 - ・被害者を守り継続的なケアを実施するとともに、加害者には人格の成長を旨として教育的配慮の下毅然とした態度で指導する。
- 6 その他
 - ・外部人材の報償費及び旅費については「〇〇〇」より支出するため、別途申請を行う。